

文京区シルバーピア条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

- (1) 使用者の資格について、同居親族の見直しを行う。
- (2) その他、規定の整備を行う。

2 新旧対照表

文京区シルバーピア条例（平成九年条例第二十四号）新旧対照表

| 改正後（案）  | 現行   |
|---|--|
| <p>第一条から第四条まで（略）</p> <p>（使用者の資格）</p> <p>第五条 シルバーピアを使用することができる者は、満六十五歳以上のひとり暮らしの世帯（以下「単身世帯」という。）又は満六十五歳以上の者と満六十歳以上の者のみの親族（配偶者又は二親等以内の親族をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び事実上親族と同様の事情にある者として規則で定める者を含む。）二人で構成する世帯（以下「二人世帯」という。）であって、次に掲げる要件を具備する者でなければならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第六条から第十一条まで（略）</p> <p>（使用料の決定）</p> <p>第十二条 シルバーピアの毎月の使用料は、毎年度、第十四条の規定により認定された収入に基づき近傍同種の住宅の家賃（毎年度、令第三条及び令第十六条第一項に規定する方法により算出した額をいう。以下同じ。）以下で、令第二条及び令第十六条第一項に規定する方法により算出した額とする。ただし、使用者からの収入の申告がない場合において、第三十二条の規定による請求を行ったにもかかわらず、使用者がそ</p> | <p>第一条から第四条まで（略）</p> <p>（使用者の資格）</p> <p>第五条 シルバーピアを使用することができる者は、満六十五歳以上のひとり暮らしの世帯（以下「単身世帯」という。）又は満六十五歳以上の者と満六十歳以上の者のみの親族（配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は二親等以内の親族）二人で構成する世帯（以下「二人世帯」という。）であって、次に掲げる要件を具備する者でなければならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第六条から第十一条まで（略）</p> <p>（使用料の決定）</p> <p>第十二条 シルバーピアの毎月の使用料は、毎年度、第十四条の規定により認定された収入に基づき近傍同種の住宅の家賃（毎年度、令第三条及び令第十五条第一項に規定する方法により算出した額をいう。以下同じ。）以下で、令第二条及び令第十五条第一項に規定する方法により算出した額とする。ただし、使用者からの収入の申告がない場合において、第三十二条の規定による請求を行ったにもかかわらず、使用者がそ</p> |

の請求に応じないときは、当該シルバーピアの使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 (略)

第十三条から第二十六条まで (略)

(収入超過者に対する使用料)

第二十七条 (略)

2 区長は、前項に定める使用料を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第八条第二項及び令第十六条第一項に規定する方法によらなければならない。

3 (略)

以下 (略)

付 則

この条例は、平成三十年八月一日から施行する。

の請求に応じないときは、当該シルバーピアの使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 (略)

第十三条から第二十六条まで (略)

(収入超過者に対する使用料)

第二十七条 (略)

2 区長は、前項に定める使用料を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第八条第二項及び令第十五条第一項に規定する方法によらなければならない。

3 (略)

以下 (略)